

公示番号	内 共 第 5 号												
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 318 708 371">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 318 970 371">漁業の名称</th> <th data-bbox="970 318 1501 371">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 371 708 501" rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 371 970 412">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="970 371 1501 412">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 412 970 501">やまめ 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="970 412 1501 501">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 501 708 546"></td> <td data-bbox="708 501 970 546">いわな 漁業</td> <td data-bbox="970 501 1501 546">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで		いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで											
	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで											
	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで											
2 漁場の位置	白山市、能美市及び小松市地先												
3 漁場の区域	<p>次の基点第12号の1と基点第12号の2とを結ぶ直線から基点第13号・アの両直線間の手取川本流、和佐谷川、三宮大谷川、白山大谷川、大谷川、江津川及び大倉谷川の区域並びに基点第15号・イの直線から下流の大日川本流、堂川、杖川、コワ谷川、藤谷川、下出合川、上出合川、矢谷川及びアシガ谷川の区域</p> <p>基点第12号の1 能美郡川北町地内川北大橋下流端手取川右岸に設置した標柱 基点第12号の2 能美郡川北町地内川北大橋下流端手取川左岸に設置した標柱 基点第13号 白山市吉野トの部119の3の1番地（手取川釜清水えん堤右岸）に設置した標柱 ア 基点第13号から213度12分の線と対岸との交差点 基点第15号 白山市阿手町ヲの72番地（大日川阿手えん堤左岸）に設置した標柱 イ 基点第15号から110度48分の線と対岸との交差点</p>												
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで												
関係地区	白山市（合併前の石川郡鶴来町、鳥越村、吉野谷村及び河内村に限る。）、能美市（合併前の能美郡辰口町に限る。）及び能美郡川北町並びに小松市												